

## ① 後見制度又は保佐制度を利用する方に対する権利制限が見直されました

これまで、各種の法律において、後見制度又は保佐制度を利用することにより、一定の資格や職業を失ったり、営業許可等が取得できなくなったりするなどの権利制限に関する規定が定められていました。

令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）並びに同年12月4日に成立した「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下併せて「会社法改正法」といいます。）により、上記の権利制限に関する規定が削除され、今後は、各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断されることとなります。

整備法の施行日は、次のとおり資格や職業等によって異なりますので、ご注意ください。また、会社法改正法の施行日は次のとおり令和3年3月1日となります。

### 整備法

○ 施行日：令和元年6月14日

准介護福祉士，養育里親及び養子縁組里親，酒類の販売業免許 など

○ 施行日：令和元年9月14日

国家公務員，自衛隊員，マンション管理士，旅行業務取扱管理者，  
社会福祉法人の役員，宅地建物取引業の免許，建設業の許可 など

○ 施行日：令和元年12月1日

一級建築士免許，二級建築士免許 など

○ 施行日：令和元年12月14日

医師，介護福祉士，教員，弁護士，行政書士，警備員，税理士，地方公務員，  
農業協同組合の役員，貸金業の登録，古物営業の許可 など

### 会社法改正法

○ 施行日：令和3年3月1日

株式会社の取締役，監査役，執行役 など

一般社団法人・一般財団法人の理事，監事 など

## ②後見登記申請手続の押印が不要になりました

「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令」（令和3年政令第33号）及び「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年法務省令第3号）が定められ、それぞれ令和3年3月1日から施行されました。

これまで、後見登記の申請や登記申請書等の閲覧請求、登記事項証明書等の交付請求では、申請書等に申請人又はその代表者若しくはその代理人が記名押印しなければならないところ、これら政令等により記名で足りることとなります。

詳しくは、下記東京法務局又は最寄りの地方法務局にお問い合わせください。

〒102-8226

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03-5213-1360（ダイヤルイン）